

# NGO、民間企業、学校、自治体などが管理する 環境省「自然共生サイト」について

環境省自然環境局自然環境計画課 蒲地 紀幸

## 1. はじめに

生物多様性条約 COP15 で「昆明・モンリオール生物多様性枠組」において、30by30（2030年までに陸・海の30%以上を保全する）目標が位置づけられ、国立公園等の保護地域の拡充とともに、保護地域以外で生物多様性の保全に貢献する地域である OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）の設定を進めることとした。

日本の OECM としては、企業の森、里地里山、都市内の緑地など企業など民間が管理する場所が多く想定され、これらは生物多様性の保全が主目的でない一方、生物多様性の長期的な域内保全に資するものである。このような OECM の議論をきっかけに、民間の取組区域を認定する「自然共生サイト」制度を創出することとし、令和5年度から正式に運用を開始した。「自然共生サイト」とは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を環境大臣が認定するものである。現在では、特定非営利活動法人 シナイモツゴ郷の会から申請された「旧品井沼周辺ため池群」を含めた、253か所が認定されているところである。

日本におけるOECMの考え方

国土全体	
生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域	貢献しない地域
生物多様性保全が主目的	生物多様性保全が主目的でない
保護地域	OECM

※四角の大きさは割合を表さない

## 2. 自然共生サイトの特徴

自然共生サイトは、生物多様性保全に貢献する場所に光を照射するツールでもある。環境省 HP に掲載されている ecojin において、「自然共生サイトってなんだろう？」と題して、特集が組まれているので、参照いただければ幸いです (<https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/oecmsites/index.html>)。各サイトにそれぞれのストーリーがあり、生物多様性の保全を通じて、より良く生きる「ウェルビーイング」に向けた取組がある。

## 3. 生物多様性増進活動促進

正式名称は、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」である。令和6年法律第18号として、2024年4月19日に公布された。令和5年度からの「自然共生サイト」制度を踏まえた法制度ということになる。

本法では、生物多様性を維持し、回復し、又は創出することを生物多様性の「増進」と定義している。基本理念において、豊かな生物多様性を確保することが人類の存続の基盤であること、そして、生物多様性など自然環境の保全と経済・社会の持続的発展との両立が図られる、「自然と共生する社会」の実現を目指すことが記されている。

主な制度は、「増進活動実施計画等の認定制度の創設」である。認定制度は大きく2つに分かれる。

1つ目は、企業や団体等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の「維持」または「回復・創出」に資する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定する制度である。これは、自然共生サイト認定制度の法制化と考えていただければと思う。「自然共生サイト」は、既に生物多様性が豊かな場所を対象としていたが、活動計画を認定する制度とすることで、生物多様性を「回復・創出」する活動も対象にすることが可能となった。これらにより、生物多様性の損失を抑える施策とその向上を図る施策の両方を推進し、生態系の健全性の回復につながる企業等の活動を促進していく。

2つ目は、市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定する制度である。「生物多様性地域連携促進法」における連携計画作成制度を発展させたものとなる。市町村が多様な主体と有機的に連携して進めることで、より面的に地域の保全を行なうことができる。

法律上のメリットとしては、認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における手続のワンストップ化・簡素化といった特例を受けることが可能となる。

本法の特徴的な制度として、「生物多様性維持協定」がある。こちらは、「連携増進活動実施計画」の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができる制度である。この協定を締結すると、たとえ土地所有者が変更されたとしても、協定の効力は引き継がれることになり、生物多様性を維持する活動が長期的・安定的に実施しやすくなる。

### 3. おわりに

自然共生サイトは OECM の議論を踏まえ誕生・発展してきたものであるが、それぞれにストーリーや願いが込められているため、それらを大切にすることにより、生物多様性国家戦略 2023-2030 に掲げているような、生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）に繋がることを祈念する。